

私は、大阪維新の会、大阪市議員団を代表しまして、

「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」に関する意見書について、賛成の立場で討論致します。

平成28年12月9日に成立したいわゆる特別養子縁組あっせん児童保護法ですが、特に着目すべきは、実親が養育困難な子どもを保護する観点から、あっせん事業の開業が従来の届け出制から都道府県による許可制へと変更され、当該法律要件に従った一定の事前審査の下、問題が見られる事業を行おうとする事業者を不許可とすることができます。

先日、千葉でも赤ちゃんの斡旋業者が逮捕されました。大阪市でも賛否両論のインターネット赤ちゃんポスト業者を初め、あり方が問題視されている民間サービスが増えて来ました。駅で赤ちゃんを縁組先へ渡して、はいさようなら、それが養子縁組のゴールでは、決してありません。ただの、スタートラインです。

その子どもたちには、5年後、10年後、そして一生という未来があります。

事業者の中には、養親希望者の募集要項において、養親の職業や年収等の、特に経済的な受容能力を大きく重視するかのような要件を記載し、子どもの養育意欲や養子縁組志望動機など、新たな親を得ようとする子どもにとって重要かつ福祉的観点から最も重要な側面を軽視している事業者も存在します。

また、実親と養親希望者間の十分かつ密なカウンセリングも行うことなく、形式的かつ機械的なマッチング作業が事業の根本をなしているというのが現状です。さらに、実親に「赤ちゃんをくれたら200万円をあげます」という趣旨にも解釈され兼ねない、あたかも子どもを物品の如く扱い人としての尊厳を全く考慮しない文言を用いた告知も行っております。これについては、厚労省通知に反した人身売買の嫌疑により、計8回もの行政指導を受けて来たところです。

その他、養子縁組事業の本質を弁えず、人身売買に極限まで近接する事業を行うまたは行おうとする悪質な事業者も明らかに存在しますし、今後も現れることが予想されるのであります。

一方で、善良な養子縁組事業者にあっては、行政からの補助が一切なかったという厳しい財政状況にありながら、それでも実親からの愛に満たされず、将来起こり得る痛ましい虐待死から赤ちゃんの命を救うという極めて崇高な理念の下、かねてより精力的な取り組みをされているところでありました。それが、同法により行政支援が立法化されたのは、極めて喜ばしいことであり、大切な一歩と言

えましよう。

そもそも、誰とも変わらない家庭環境において、子どもが愛に満たされ養育される環境を整えることは、子どもそして養親双方にとってあるべき理想的な姿であると確信しますので、両者の橋渡しを司る優良養子縁組業者の発展には大いに期待を寄せるところです。

以上、チルドレンファーストという理念を踏まえるならば、施行までのこれからの一日一日の間にも、今日、施行されていれば救われていたはずの赤ちゃんが、また、明日救われるはずの赤ちゃんが、また一人また一人と、産声を上げ続けていきます。悪質なあっせん事業者は存在しており、直ちに規制する必要がある、また今後悪質なあっせん事業者が生まれ不要、児童福祉の増進に疑義のある事業者に事業認可がなされないよう、実務的な政省令等の整備、同法の施行を改めて求め、関係各位の皆さまには、引き続き施行の早期実現へ向け尽力して頂くことを要望し、私の賛成討論といたします。

ご清聴ありがとうございます。